

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団の業務の運営に関し、必要な文書の様式及び事務の取り扱いについて定める。

(用 語)

第2条 この細則において、規則とは公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営規則をいい、その他の用語の意義は定款及び規則の例による。

(文書の様式)

第3条 次の各号に掲げる文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則第5条の申込書（第1号様式）
- (2) 規則第7条の辞退届（第2号様式）
- (3) 規則第15条の納付通知書（第3号様式）
- (4) 規則第16条第1項の未納通知書（第4号様式）
- (5) 規則第23条第1項の請求書（第5号様式）
- (6) 規則第23条第3項のみなし退職者に係る確約書（第6号様式）
- (7) 規則第24条第1項の退職手当資金の裁定通知書及び支払通知書（第7号様式）
- (8) 規則第25条第2項及び第3項の退職金領収書（第9号様式）

2 規則第9条第1項の異動報告書の様式は次の各号に定めるところによる。

- (1) 資格取得報告書（第10号様式）
- (2) 資格喪失報告書（第5号様式）
- (3) 教職員氏名変更報告書（第12号様式）
- (4) 学校法人等異動報告書（第13号様式）

3 規則第9条第2項の給与の月額についての届書の様式は次の各号に定めるところによる。

- (1) 標準給与基礎届書（第14号様式）
- (2) 標準給与月額変更届書（第15号様式）

4 規則第21条第3項の所定の手続についての届書の様式は次に定めるところによる。

- (1) 転入資格取得報告書（第16号様式）
- (2) 転出資格喪失報告書（第17号様式）

(細則の変更)

第4条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議を経なければならない。ただし、簡易な事項については、理事長の決するところによることができる。

(補 則)

第5条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この細則は、この財団設立の日から施行する。
- 2 運営規則第3条第1項第7号・第8号及び第4項第1号の改正は昭和57年3月31日から施行する。
- 3 運営規則第3条第1項第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第4項第1号、第2号の改正は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（令和2年6月2日）

この規則は、令和2年6月改正の規則の施行の日から施行する。

附 則（令和3年3月1日）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2・3 略

附 則（令和3年6月7日）

この細則は、令和3年6月改正の規則の施行の日から施行する。

附 則（令和4年6月3日）

この細則は、令和4年6月改正の公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営規則の施行の日から施行する。

附 則（令和6年3月5日）

この細則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年6月5日）

この細則は、令和6年7月1日から施行する。